

東京都板橋区電線共同溝管理規程

(平成27年7月21日 区長決定)

(目 的)

第1条 本規程は、東京都板橋区(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」(平成7年法律第39号、以下「法」という。)第18条、第19条「同法施行令」(平成7年政令第256号、以下「令」という。)第7条、第8条、第9条並びに「同法施行規則」(平成7年建設省令第17号、以下「省令」という。)第3条の規定により、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、敷設する収容物件の管理に関する事項、その他管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の適正かつ円滑な管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が指定した道路区域内の地下に設ける施設をいい、管路部及び特殊部からなる。
- (2) 「管路部」とは、電線を管路材に収容する部分をいう。
- (3) 「特殊部」とは、分岐部、接続部及び地上機器部をいう。
- (4) 「引込管路」とは、電線共同溝のうち、民地等へ電線を引込むための管路をいう。このうち、二以上の通信事業者ケーブルを共用で収容できる引込管を、共用引込管または共用フリーアクセス管という。
- (5) 「連系管路」とは、電線共同溝に収容された電線と電線管理者の既設電線とを結ぶために設ける管路をいう。
- (6) 「附帯設備」とは、電線共同溝の管路部及び特殊部に占有者が附帯して設置する施設をいう。
- (7) 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線を特殊部に設ける取付け金具等をいう。
- (8) 「占有物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- (9) 「占有者」とは、前号の占有物件の敷設に関する道路管理者の許可を受けた者をいう。
- (10) 「収容物件」とは、道路設備及び占有物件をいう。
- (11) 「入溝」とは、特殊部に入り点検、工事等を行うことをいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占有物件は占有者が、それぞれ管理する。

(管理台帳の整備及び保管等)

第4条 道路管理者は、電線共同溝の円滑な管理運営を図るため、次に掲げる事項を記載した電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を整備し保管する。

- (1) 電線共同溝の規模及び構造
 - (2) 収容物件の敷設状況、種類
 - (3) 収容物件の種類、占有許可年月日、占有許可番号、占有期間並びに完成年月日
 - (4) 収容物件の管理者名及び連絡先
 - (5) その他必要な事項
- 2 道路管理者は、占有者に台帳を閲覧させることができる。
- 3 占有者は、台帳の内容に変更が生じたときは、速やかに道路管理者に届け出なければならない。

(承継の届出等)

第5条 占有者は、法第6条第2項の規定による占有予定者の地位の承継及び法第14条第2項の規定による許可に基づく地位の承継をしようとするときは、承継の届出書(様式第1号)により速やかに道路管理者に届け出なければならない。

- 2 占有者は、法第15条第1項の規定による占有等の許可に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、譲渡承認申請書(様式第2号)により、速やかに道路管理者に届け出なければならない。
- 3 道路管理者は前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは電線共同溝の占有等の許可に基づく権利の譲渡承認通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(占有物件の明示)

第6条 占有者は、収容物件に管理者名、敷設年及び電圧(電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づいて設ける電線に限る)を明示するものとする。明示方法については占有者の社内規定で項目を満足している場合は、その社内規定によることができる。

(電線共同溝への入溝)

第7条 占有者は、巡視及び点検等により電線共同溝へ入溝しようとするときは、あらかじめ道路管理者に電線共同溝入溝届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 占有者は、緊急の場合にあっては、道路管理者に連絡しその指示に従って入溝でき

るものとし、事後すみやかに電線共同溝入溝報告書（様式第5号）を提出し内容の確認を受けなければならない。

（敷設等工事の施工）

第8条 占有者は、電線共同溝内において敷設等工事を施工する場合は、前条の手続きのほか次の各号の規定を遵守すること。

- (1) 占有者は、電線共同溝において敷設等工事が完了したときは、電線共同溝内工事完了届（様式第6号）を提出しなければならない。
 - (2) 占有者は、敷設等工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 占有者は、敷設等工事施工に伴う事故を未然に防止するよう万全の措置を講じ、万一、事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに道路管理者に報告し、その指示を受けること。また、措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書（様式第7号）を提出しなければならない。
 - (4) 占有者は、敷設等工事が他の収容物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、他の占有者と協議し、必要により立会いを求めること。この場合において、道路管理者が、特に立会いが必要であると認めるときは、他の占有者に立会いを指示することができるものとし、当該指示を受けた占有者は、これに従わなければならない。
 - (5) 占有者は、敷設等工事に伴い、附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と事前に協議しなければならない。
- 2 道路管理者が電線共同溝内において敷設等工事を施工する場合、他の収容物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、事前に関係占有者と連絡し、調整を行うものとする。

（連系管路及び引込管路の新設に伴う措置）

第9条 法第3条による指定道路区域内において、新たに連系管路及び引込管路を設置しようとする占有者は、道路法第24条に基づき道路管理者に電線共同溝自費工事施工申請書（様式第8号）を提出し、電線共同溝自費工事施工承認書（様式第9号）により承認を受けなければならない。

- 2 占有者は、新たに設置した連系管路及び引込管路を引き渡す場合には、道路管理者に引渡書（様式第10号）及び変更した管理台帳を提出しなければならない。

（点検及び通報の義務）

第10条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

- 2 道路管理者及び占有者は、巡視又は点検の際、電線共同溝、道路設備又は収容物件に異常を発見した時は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。なお、作業が完了したら電線共同溝入溝報告書（様式第5

号)を提出しなければならない。

(管理費用の負担)

第11条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用は、法第19条、令第9条第1項により、当該工事等に直接必要な本工事費、付帯工事費、測量試験費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者はこの規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、令第9条第2項により、各占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

- 2 道路管理者が徴収する負担金は、前項で算出した額及び前項で算出した額に別紙間接事務费率表に定める率を乗じて算出した間接事務費の合計額とする。
- 3 前項の負担額の算出に当たり、各占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、道路管理者が負担するものとする。
- 4 道路管理者の徴収する負担金は、道路管理者が発行する納入通知書に定める期限までに占有者が納入するものとする。
- 5 電線共同溝、収容物件の設置又は管理の瑕疵により、電線共同溝又は収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規定にかかわらず原因者の負担とする。

(損害又は紛争の処理)

第12条 占有者は、収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者(道路管理者及び他の占有者を含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該占有者が責任をもって解決しなければならない。

(関係法令の遵守)

第13条 占有者は、前各条の規定により工事等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関係法令等を遵守しなければならない。

(保安細則)

第14条 土木部長は、保安、防災等に必要な事項について、別に電線共同溝及び収容物件に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する疑義等)

第15条 本規程に定めのない事項や疑義が生じた事項については、道路管理者と占有者がその都度協議するものとする。

付 則

この規程は、平成27年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙間接事務費率表

1) 船舶及び機械器具費は、委託費（設計費及び家屋調査費）、実施工事費を表 - 1 に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

表 - 1

基準額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0.8%
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	0.6%
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	0.4%
80,000,000 円を超える金額	0.2%

注) 合計額が 5,000,000 円未満の場合は除く。

2) 営繕宿舍費は、委託費（設計費及び家屋調査費）、実施工事費、船舶及び機械器具費の合計額を表 - 2 に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

表 - 2

基準額	営繕宿舍費の率
20,000,000 円以下の金額	1.0%
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	0.8%
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	0.6%
80,000,000 円を超える金額	0.4%

注) 合計額が 5,000,000 円未満の場合又は工期が 100 日未満の場合は除く。

3) 事務費は、委託費（設計費及び家屋調査費）、実施工事費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費の合計額を表 - 3 に掲げる基準額ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

表 - 3

基準額	事務費の率
20,000,000 円以下の金額	10%
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	8%
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	6%
80,000,000 円を超える金額	4%

変数 1
電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出書

板 橋 区 長 様

住 所

氏 名

担当者

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第 39 号) 第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 被承継人 住所

氏名

2 承継年月日

根拠条文に基づき、変数部の表示が下表のように切り替わります。

電線共同溝管理システム変数表

根拠 条文	変数 1	変数 2
第 6 条 第 2 項	電線共同溝の占用予定者の地位	第 6 条 第 2 項
第 14 条 第 2 項	電線共同溝の占用等の許可に基づく地位	第 14 条 第 2 項

電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書

板 橋 区 長 様

申請者 譲渡人住所

電線共同溝管理システムでの項目選択により表示が以下の通りに切り替わります。

第10条
第11条第1項
第12条第1項

譲渡人氏名

譲受人住所

譲受人氏名

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第15条第1項の規定により、次のとおり同法第10条の許可（以下「許可」という。）に基づく権利の譲渡の承認を申請します。

権利の譲渡に係る電線共同溝の名称	
権利の譲渡に係る電線共同溝の区間	自： 至：
権利の譲渡に係る許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
権利の譲渡に係る許可の内容	
譲渡する権利の内容	
譲受者の事業の内容	
譲渡の予定年月日	年 月 日

備 考

- 申請者が法人である場合は、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 財産の譲渡を伴う場合は、「譲渡する権利の内容」の欄及び占用許可書の添付図面にその旨明記すること。

電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認通知書

様

東京都板橋区長

年 月 日付で届出のあった電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条
第10条
第1項の規定による同法 第11条第1項の許可（以下「許可」という。）に基づく権利の譲
第12条第1項
渡については、下記のとおり承認します。

記

権利の譲渡に係る電線共同溝の名称	
権利の譲渡に係る電線共同溝の区間	
権利の譲渡に係る許可の年月日及び番号	
権利の譲渡に係る許可の内容	
譲受者の事業の内容	
譲渡の予定年月日	

〇〇年〇〇月〇〇日

板橋区長様

申請者 会社名
住所
氏名
TEL

次のとおり電線共同溝に入溝したいので届出します。

記

1. 入溝箇所 路線名 電線共同溝・区道〇〇〇〇号線
(板橋〇〇通り商店街区間)
場所 板橋区〇〇町〇丁目〇番先～板橋区〇〇町〇丁目〇番先
(上〇-〇〇～上〇-〇〇、下〇-〇〇～下〇-〇〇、横断〇-〇〇〇)
2. 入溝目的
3. 入溝期間 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで
4. 入溝者等 監督責任者
入溝責任者
会社名
住所
氏名
TEL
入稿総人数 名
5. 火気使用 (1) あり 「防火責任者 〇〇 〇〇」
(2) なし

受付欄	備考

年 月 日

板 橋 区 長 様

申請者 会社名
住 所
氏 名
T E L

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に電線共同溝に入溝したことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 入溝箇所 路線名 電線共同溝・区道〇〇〇〇号線
(板橋〇〇通り商店街区間)
場 所 板橋区〇〇町〇丁目〇番先～板橋区〇〇町〇丁目〇番先
(上〇 - 〇〇～上〇 - 〇〇、下〇 - 〇〇～下〇 - 〇〇、横断〇 - 〇〇〇)
2. 入溝目的 (1) 目 的
(2) 異常の内容
(3) 措置の内容
3. 入溝期間 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで
4. 入溝者等 監督責任者
入溝責任者
会社名
住 所
氏 名
T E L
入稿総人数 名
5. 火気使用 (1) あ り 「防火責任者 〇〇 〇〇」
(2) な し

受 付 欄	備 考

電線共同溝内工事完了届

年 月 日

板 橋 区 長 様

申請者 会社名
住所
氏名
TEL

〇〇年〇〇月〇〇日付、〇〇〇〇〇〇〇〇〇による下記の工事が完了したので、完了届を提出します。

記

工事の目的		
施工場所	路線名	
	区 間	~
電線共同溝の占用許可年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 〇板土管占 第〇〇〇〇〇〇〇号	
工事の内容	工事種別	施工数量
工事の承認期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	
工事完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
添付図書	位置図・平面図・横断図・構造図・交通規制図等	
備考		

事 故 報 告 書

年 月 日

板 橋 区 長 様

会 社 名
占 用 者 住 所
氏 名

下記のとおり報告します。

路線名・箇所	電線共同溝・区道〇〇〇〇号線 板橋区〇〇町〇丁目〇番先～板橋区〇〇町〇丁目〇番先 上〇 - 〇〇～上〇 - 〇〇、下〇 - 〇〇～下〇 - 〇〇、横断〇 - 〇〇〇	
事故発生日時	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇時〇〇分
事故処理終了日時	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇時〇〇分
他の占有者への影響	なし・あり（占有者名 〇〇〇〇）	
	他の占有者への連絡	済 ・ 未
事故処理に携わった責任者	T E L	
報告書作成者	T E L	
事故の状況		
処理の方法		
その他		
添付書類	（位置図、平面図、断面図、事故概況図、写真等）	

電線共同溝自費工事施工承認書

会社名
住所
氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった自費工事施工について、道路法第24条の規定により下記のとおり承認します。

板土管第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

板橋区長
記

路線名	電線共同溝・区道〇〇〇〇号線	
施行場所	区 間	~
施設の構造	管材及び寸法 設置延長 舗装 (車道 m ²) (歩道 m ²)	
施工期間	承認日の翌日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	
施工条件	施工条件及び工事仕様書は別紙のとおりとする。	

引 渡 書

〇〇年〇〇月〇〇日

板 橋 区 長 様

申請者 住 所
氏 名
T E L

下記のとおり、工事完了しましたので、板橋区電線共同溝管理規程第9条第2項に基づく引渡書を提出します。

記

路線名・箇所 電線共同溝・区道〇〇〇〇号線

板橋区〇〇町〇丁目〇番先～板橋区〇〇町〇丁目〇番先

上〇 - 〇〇～上〇 - 〇〇、下〇 - 〇〇～下〇 - 〇〇、横断〇 - 〇〇〇

添付書類 竣工図